

●韓国IPGの活動

・第26回韓国IPGセミナーをウェビナー形式で開催しました 01

●IPを知ろう

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」 07

- 2020年上半期における韓国知的財産権の出願動向

- 韓国特許庁のポジティブ審査基準は？



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

春が近づいてきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
年度の切り替わりで異動の多い時期になりますが、韓国IPGメンバーの皆様との連絡先等の変更がありましたら、事務局(kos-jetroipr@jetro.go.jp)までご連絡ください。よろしくお願いたします。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

韓国特許庁が発足した「海外オンライン模倣品の在宅モニタリング団」は、2020年8月から12月末までの約5ヵ月間に、模倣品掲示物計14万4,000件を摘発・遮断しました。これは、金額ベースでいくらに相当するでしょうか。

①約420億ウォン ②約4,200億ウォン ③約4兆2,000億ウォン

※ 回答は(5頁)下部に掲載しています。

●韓国IPGの活動

第26回韓国IPGセミナーをウェビナー形式で開催しました



韓国の知的財産法は、日本と類似する点が多い一方、日本では実現しているものの韓国では実現していない制度、逆に韓国が日本に先駆けて実現した制度もまた多くあります。特に近年は、各国知財当局による改善競争と制度利用者からのハーモナイゼーションの要求の狭間で、日韓で多くの制度改革が繰り返されています。このように目まぐるしく知財制度が変化中、これまでに実現したことと今後の課題とを整理することは有意義なことです。そこで2021年2月25日に、第26回韓国IPGセミナー（日本特許庁委託事業）を開催し、2013年、韓国知財制度への要望書である「私が特許庁長になったら（韓国知財制度への要望事項）」を作成・提出し、実際にその要望のいくつかを実現に導いた崔達龍国際特許法律事務所の崔達龍（チェ・ダルリョン）弁理士から、少し高い視点で中長期の韓国知財制度への期待について講演していただきました。また、ジェトロソウル事務所副所長土谷慎吾は、「韓国知財2020年十大ニュースと2020年度建議事項」と題して、直近の韓国の知財制度の変化と韓国政府への要望事項について説明しました。

今回のセミナーは、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、SJC（ソウルジャパンプラ）大会議室からウェブ中継する形で行いました。以下、主な内容を紹介いたします。

●私が特許庁長になったら（韓国知財制度への要望事項）

- 崔達龍 弁理士

弁理士登録30年目で知財制度改善を提案

2013年5月、弁理士として30年間働めた経験をもとに知財分野における制度改善要望を原稿として整理しました。ちょうどその時、韓国特許庁から制度改善に関する公募があり、「私が特許庁長になったら」と



いう題目でその原稿を韓国特許庁に提出しました。8分野51課題からなる同提案に対し、韓国特許庁は、①採択、②長期検討、③不採択に分けて回答してくれました。その一部について、各制度（法域）に分けて説明をしたいと思います。なお、同提案の原稿（韓国語原文・日本語翻訳文）は、崔達龍国際特許法律事務所のウェブサイトでご覧になれます。

1.特許制度の改善提案

(1) ネガティブ審査からポジティブ審査に（採択）

審査官は拒絶理由を簡潔に記載して出願人に通知します。問題は拒絶理由をどうすれば解消できるのかについて、審査官の意図を十分に把握できないまま、意見書と補正書を提出し、結局は拒絶査定を受ける場合があるということです。新規性・進歩性の欠如によって到底救済不可能な場合は仕方がないのですが、それ以外はどうすれば特許可能なのかを審査官が出願人に案内してくれれば、出願人はそれに従うはずで、そこで、出願を拒絶するスタンスのネガティブ審査より、登録できるよう誘導するポジティブ審査が望ましいという提案をしました。

これに対し、韓国特許庁は特許・実用新案審査基準に「第8部 ポジティブ審査基準」を新設した上、「第1章 補正方向の提示によるポジティブ審査」を通じて、補正方法の例も紹介することとなりました。

他方、補正書に一部記載漏れがあり、再度の拒絶理由通知書を求めたにもかかわらず、同一拒絶理由を二度通知することはできないという理由で拒絶査定を受けた経験があります。そのため、たとえ同一拒絶理由であっても再通知できるようにすることを提案しました。結果的に、「第3章 拒絶理由の再通知」が設けられ、補正漏れの場合、同一拒絶理由の再通知を可能とする規定ができました。なお、「第2章 職権補正」を拡大し、些細な記載不備については、審査官が出願人に電話で確認し、職権で補正できるようになりました。

(2) 特許決定後の分割出願を可能に（採択）

特許決定がなされた後に分割をしたいというニーズもありますが、旧法では不可能でした。実務の中で、しばしば拒絶理由の通知なしに特許決定がなされる場合もありますが、分割出願を検討している間に、急に特許決定がなされてしまうと、分割する機会がありませんでした。特に日本では特許査定後でも分割が可能であったことから、日本の出願人から、韓国でも特許決定後に分割出願をしたいという要請を受けたことが数回ありました。発明の保護をより幅広く行う観点から、特許決定後にも一定期間内に分割出願ができるよう法改正を提案しました。その結果、改正特許法（2015年7月29日施行）に基づき、特許決定後にも分割出願が可能となりました。

(3) 停電も救済手段の事由に（不採択）

2011年8月に大洪水による停電が発生し、1週間以上、電話、ファックス、コンピュータ、インターネットなどが使えず、業務が困難になったことがありました。出願書類、中間書類、審判書類などの作成や提出が難しかったため、韓国特許庁に相談をしたのですが、救済手段はないという回答を受けました。結局、隣接建物から電気を連結して最小限の電気を使うなどの工夫を凝らして特許庁の手続きは何とか解決できました。この経験を踏まえて、戦争、地震、天変地異のみならず、一部地域でも停電になったら、その地域では特許庁に関する手続き行為ができないことから、出願および権利回復の具体的な事由として、不本意な停電事態も救済手段の事由として含めることを提案しました。しかしながら、この提案は不採用となりました。

これに関連し、新型コロナウイルス感染症について、行政命令により全国または一部地域で事務所に出勤できないほど社会的距離置きが強化された場合、もしくは感染者発生などによる建物閉鎖などの行政命令を受けた場合には、優先権主張の出願期日、PCTの国内移行期限の救済手段を設ける対策が必要ではないかと思えます。

(4) その他の提案

上記以外にも多重従属項の認定、プログラム自体の権利保護、特許審査時に請求項別の決定、審決時まで分割出願の審査保留等々の提案をしました。今後も特許庁の継続的な制度改善を期待します。

2.実用新案制度の改善提案

(1) 審査基準に高度性の差を明確に（採択）

特許法における発明の定義では、高度性を要件にしている一方、実用新案法における考案の定義では、高度性を要件にしていません。この高度性の有無が、特許法と実用新案法を区別する最大の要素であります。しかし、特許審査において高度性がないという理由で拒絶査定を受けるケースは少なくなり、それに伴い、実用新案制度の存在意義も薄れていきました。そのため、審査基準等にガイドラインを具体的にしなければならぬと提案し、その結果、特許庁は採択するつもりでしたが、審査基準において高度性の差は、まだ明確に記載されてはいません。

(2) 実用新案保護対象を特許と同一に（不採択）

実用新案法で登録の要件を「物品」に限定していることを削除し、特許で保護されるすべての対象を実用新案でも保護されるよう提案しました。この提案が実現すれば、特許として高度性がないすべての対象を、物品に限らず実用新案法でも保護できるようになることを強調しましたが、残念ながらこの提案は不採択となりました。

(3) 実用新案への変更時期の拡大（不採択）

特許出願を实用新案登録出願に変更できる時期は最初の拒絶決定騰本が送達された日から30日以内だけとなります。しかし特許出願が拒絶決定不服審判でも高度性（進歩性）欠如によって拒絶維持される場合には实用新案で保護される機会を与えるのが望ましいと思われました。そのため、特許出願を实用新案に変更できる時期を拒絶決定確定時までにと拡大を提案しましたが、同提案も不採択となりました。

3. デザイン保護制度の改善提案

(1) 優先権証明書の提出省略（長期検討）

デザイン保護制度における提案については、その提案がすぐには採択されませんでした。後から改善されたケースがあります。例えば、優先権証明書の提出省略を提案した結果、その当時は長期検討という回答を受けました。ただし、そのあと、韓国特許庁が、世界的所有権機関（WIPO）が提供するデジタルアクセスサービス（DAS, Digital Access Service）を利用して優先権書類の電子的交換をすることとなり、優先権証明書の提出は不要となりました。

(2) 優先期間を6ヶ月から1年に（長期検討）

デザイン保護制度は、ライフタイムが短い等の理由により優先期間が6ヶ月であることと理解していますが、存続期間は特許と同一です。したがって、デザインにおいても特許と同様に優先期間を1年にすることを提案しましたが、まだ法改正はされていません。

(3) 図面作成の緩和（一部採択）

斜視図をはじめとする図面作成の緩和を提案しました。正投影法から自律化図面制度に変わったことにより、一部改善はされたものの、斜視図作成は要求されることがあります。日本を含めて斜視図作成が義務ではない外国からすると、斜視図のない出願が韓国に出願する際には別途、斜視図を作成しなければならないという不便さがたびたびあるので、斜視図の提出がさらに緩和されることを期待します。

4. 商標制度の改善提案

(1) 不使用取消審判と商標使用問題（長期検討）

不使用取消審判の請求前に引用商標権者と協議をしたい意向があっても、その協議の前に不使用取消審判を請求しなければなりません。それは、審判請求が行われることを知った引用商標権者が関連商標を使用してしまうと、その使用が認められるからです。そのため、審判請求前の協議中の使用は、使用として認めないよう改正を提案しました。しかしながら、同提案は、長期検討という回答を受け、2015年度に改正の動きもありましたが、まだ法改正はされていません。

(2) 商標共存同意制度の導入要望（長期検討）

先出願者または先登録権者から、他人の出願商標の登録に同意する

場合、先出願または先登録商標に類似する出願商標でも、登録を認める制度導入を提案しました（日本語では「コンセント制度」）。これも2015年度に改正の動きがありましたが、まだ法改正はされていません。

(3) 商標多類1出願制度の改善（不採択）

多類1出願の制度は、便利な制度ではありますが、審査でいずれかの類に拒絶理由が解消されなければ多類全体が拒絶されるリスクもあります。そこで審査段階で類別に登録決定や拒絶決定をするよう関連規定の改正を提案しましたが、同提案は、当時は不採択となりました。しかし、韓国特許庁では2021年度の商標制度の動向説明会にて、一部指定商品のみ拒絶査定をする制度とその拒絶査定は再審査請求することができる制度の導入を説明しました。IPG

◎ 韓国知財2020年十大ニュースと2020年度建議事項

- 土谷慎吾 ジェトロソウル事務所副所長

韓国知財2020年十大ニュース

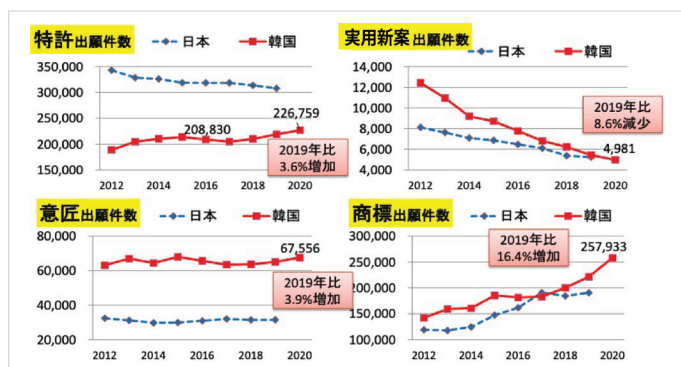
昨年2020年は、新型コロナウイルスに翻弄される1年となりましたが、このような状況にあっても、韓国知財関係では、新型コロナウイルスへの対応、そして次の時代を見据えた活発な動きがありました。

2021年の冒頭にあたり、2020年の韓国知財トピックスの中で特に印象深いものについて、十大ニュースの形で紹介します。



第10位：コロナ禍でも韓国の産業財産権出願は堅調に増加

2020年は新型コロナウイルスの影響で出願の減少が懸念されたところですが、むしろ出願件数は増加し、産業財産権四法で557,229件と過去最高の出願件数を記録しました。この要因としては、特許出願が堅調に伸びたことに加え、いわゆるアンタクト（新型コロナ対策のための「非対面」を意味する韓製英語）関連の商標出願が増加したことが考えられます。



第9位: 臨時明細書制度の導入

2020年3月30日、韓国特許庁は、特許および実用新案を出願する際に、臨時明細書を提出することができるよう特許法・実用新案法の改正施行規則を施行しました。これは米国の仮出願に類する制度で、明細書を決まった出願書式ではなく、論文や研究ノートなどの自由形式で作成して提出することを可能とするものです。

韓国特許庁によれば、3月30日の制度開始後10月までに、臨時明細書を提出した特許・実用新案の出願件数は計2,534件、月平均では360件の利用があったとのこと。

第8位: 韓国特許庁、「知財権紛争対応センター」を発足

韓国特許庁は、韓国輸出企業の知的財産権紛争における対応支援を強化するため、2020年11月27日、韓国知識財産保護院に「知財権紛争対応センター」を開所し、日米欧中の無効審判、異議申立てを含む特許紛争をモニタリングし、把握した素材・部品・設備企業に紛争対応戦略を支援するなどの取り組みを行うとしています。

第7位: 韓国特許庁新庁長に金龍來(キム・ヨンレ)氏が就任

2020年8月15日、朴原住(パク・ウォンジュ)前庁長が退任するとともに、後任として金龍來産業通商資源部産業革新成長室長が、第27代特許庁長に就任しました。金龍來新庁長は、韓国特許庁初の技術試験出身者の庁長で、新しい視点からの成果が期待できそうです。

また、2020年12月16日には、金容善(キム・ヨンソン)新次長、李才雨(イ・ジェウ)新特許審判院長が就任しています。

第6位: 特許審判院の大幅再編

2020年7月14日、日本の審判部に当たる特許審判院で大規模な再編がありました。従来、法域・技術分野によって分けられた11の審判部それぞれに局長級の審判長が1人ずつ、計11人配置されており、この11人が課長級以下の審判官96人を率いていました。これは、審判長1人当たり約9人の審判官を率いる計算で、業務負担が問題となっていました。

このような状況の下、特許審判院は、審理の充実を図り、口頭審理を拡大する観点から、審判長の資格要件を審査・審判・訴訟の経験を備えた課長級まで拡大することで、定員を増やすことなく審判部の数を11から36に増やしました。

第5位: コンピュータ・プログラム保護の強化

韓国では、これまでコンピュータ・プログラムが記録された記録媒体は発明の対象となっていました。コンピュータ・プログラムそのもの

は発明の対象となっていなかった。このため、CDやDVDといった記録媒体に記録されず、ネットワーク上を伝送されるコンピュータ・プログラムの保護が課題となっていました。

2020年3月11日に施行された改正特許法では、方法の発明について、(特許権を侵害することを知らず)その方法の使用を申し出る行為を特許発明の実施に含めることにより、プログラムのオンライン伝送についても特許として保護を受けられるようにするというもので、日本の特許制度とは異なるアプローチをとっています。

第4位: 韓国型ディスカバリー制度の導入

韓国は、自国の知財訴訟制度の魅力と国際競争力を高めるため、ディスカバリー制度の導入を模索してきましたが、その後の検討の中で、ドイツ式の「専門家証拠調査」導入と既存の資料提出命令を強化する方向で立法することとなりました。2020年8月および9月には、この方向に沿って特許法、2020年9月に実用新案法の改正案が上程されており、今後審議される予定です。日本でも2020年10月施行の法改正で、査証制度が導入されたばかりですが、この査証制度もまたドイツ法を参考にしており、結果として日韓でほぼ同じ制度設計となる見込みです。

第3位: 懲罰的損害賠償制度の導入と生産能力を超える部分への損害賠償の拡大

他人の特許権や営業秘密を故意に侵害した場合に、損害額の最大3倍まで賠償責任を負わせる懲罰的損害賠償制度を導入する改正特許法および不正競争防止法が、2019年7月9日に施行されました。

2020年は、さらに商標法、デザイン保護法においても同制度を導入する改正法が国会を通過し、2020年10月20日に公布・施行されました。加えて、2020年には、特許法で、生産能力を超える部分への損害賠償の拡大について、法改正が行われ、2020年12月10日に施行されました。特許権者が特許権の侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は特許権者の生産能力を超える部分について請求することができませんでした。本改正によって、超過部分についても「特許発明の実施について、合理的に受けることができる金額」(実施料相当額)を請求できるようになります。

第2位: 実用新案法の大幅改正案

2020年9月25日、韓国産業通商資源部は、実用新案法の一部改正法律(案)の立法予告(日本でいうパブリックコメント)を行いました。

この法律案は下表のとおり、大きな変更を含んでおり、今後の状況に注目する必要があります。

今般の一部改正法律(案)による主な改正内容

	(現行)実用新案法	(改正法案)小発明保護法
保護対象	・物品の形状・構造またはこれらの組み合わせに関する考案(第4条柱書)	・同左
登録要件	・新規性(公知・公開されていない発明)(第4条第1項) ・進歩性(通常の技術者が容易に発明できないもの)(第4条第2項)	・新規性(公知・公開されていない発明)(第4条第1項) ・進歩性(通常の技術者が一つの先行発明から、極めて容易に発明できないもの)(第4条第2項)
審査請求	・出願日から3年以内(第12条第2項)	・出願日から1年2か月以内(第12条第2項) ・出願された小発明を業として実施しているまたは実施準備中であることが必要(第12条の2)
出願公開	・最先優先日から、1年6か月後または出願人が申請した場合に公開	・最先優先日から、1年6か月後もしくは出願人が申請または審査請求した場合に公開(第14条の2)
存続期間	・設定登録日から出願日後10年(第22条第1項)	・設定登録日から出願日後5年(第22条第1項)

※この表の内容は9/25の立法予告時点のもので、今後変更になる可能性があります。

第1位:新型コロナウイルスの影響と対策

2020年は新型コロナウイルスに翻弄される1年となりましたが、この間、韓国特許庁は様々な新型コロナウイルス対策の取組を実施してきました。具体的には、以下のような取組がありました(日付は発表日または開催日)。

2020年 2月 28日	コロナ対応知財支援TFを発足
2020年 3月 1日	新型コロナウイルス対策「特許情報ナビゲーション」開通
2020年 3月 31日	書類提出期間の職権延長
2020年 4月 30日	審査官採用を前年比50%以上拡大
2020年 5月 18日	国際特許出願手数料の納付猶予
2020年 5月 27日, 6月 25日, 7月 16日	「ポスト・コロナ時代に備えた専門家懇談会」の開催

2021年の展望

2021年は、実用新案法の大幅改正、韓国型ディスカバリー制度、デザイン保護法の保護対象拡大、不競法の保護対象拡大(限定提供データ等)等、大きな法改正の予定が目白押しで、今年も韓国知財から目が離せません。

2020年度建議事項について

韓国IPGでは、ソウルジャパンクラブ(SJC)が毎年行っている韓国政府へのあい路事項をまとめた建議事項のうち、知的財産分野に関する協力を行っております。2020年度は、知的財産分野に関する建議事項として11項目(新規5、継続6)の要望を韓国政府に提出しました。

2020年度知的財産分野の建議項目

通番	建議内容	新規/継続
1	コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の明確化 (2020年3月11日の改正特許法施行で、方法の発明の実施行為として、その方法の使用を申し出る行為が追加された。この拡張された実施行為についてガイドライン等による明確化を要望)	新規
2	特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間/拒絶決定に対する不服申立期間の長期化	継続
3	特許法条約(PLT)への早期加盟 (韓国は非加盟のため、日本語による出願や指定期間経過後の延長申請が認められていない)	継続
4	間接侵害規定の拡充 (「専用品」に加えて、「専用品ではないが特許の重要部品」については「悪意」で供給することを条件に、間接侵害と認定するよう成立範囲を拡大する要望)	継続
5	関連意匠制度の拡充 (「基本デザイン」に類似したデザインのみならず、「関連デザイン」に類似するデザインも「関連デザイン」として登録可能にするともに、最初の「基本デザイン」のデザイン登録出願日から10年以内にデザイン登録出願された場合に登録可能とする(日本の2020年4月の意匠法改正と同内容))	新規
6	デザイン法の保護対象について (GUI等画像自体の保護、建築物・内装といった空間デザインの保護を要望(同上))	新規
7	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間算入、審判段階における延長期間の補正手続 (現行は国内臨床試験期間のみ加算、また新薬の品目許可に必要な原料医薬品登録審査等の手続きにおける補完期間は加算されない)	継続
8	医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)における問題点(販売禁止処分の除外事由の削除) (現行は「登載医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠として品目許可された同一の医薬品が既に存在する場合」に販売制限を許可しないとしているが、当該記載の削除を要望)	継続
9	外国中小企業についての特許料等の料金減免	新規
10	商標ファストトラック審査の導入	新規
11	通常実施権の対抗要件 (2015年に法改正案が提出されたが廃案となったため、再要望)	継続

詳しい建議事項の内容については、以下のホームページから入手できますので、ご参照ください。

ソウルジャパンクラブ、SJCからのお知らせ

<http://www.sjchp.co.kr/notice/list.do>



知財トリビアの回答

正解は②約4,200億ウォン(約400億円)です。

摘発された掲示物は、K-POPのグッズ、ファッション雑貨などが全体の70%を占めました。(2021年2月3日付け知的財産ニュースに掲載)



KOREA IP NEWS

※ジェットロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイト「ニュース速報」をご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 特許審判院、証拠調査を強化して権利別の審判基準を細分化

| 韓国特許庁 (2021.1.6)

特許審判院は証拠調査実務の強化、最新の主要判例、権利別の審判基準を細分化した内容を反映し、「2021審判便覧第13版」を改正発刊したと発表した。審判便覧は、特許審判院の特許・商標・デザイン審判官と代理人、国民に審判実務、審判手続きの進捗と処理基準を示す業務マニュアルであり、ガイドである。

今回の審判便覧は、1978年に発刊した第1版の以降、13回目の改訂版であり、2017年3月(第12版)以降の法令・行政規則などの改訂事項と審判官が審判実務において留意すべき最新の主要判例などを追加した。

特に今回の改訂版は、証拠調査の運営方法、商標認知度のアンケート調査に関する指針、オンライン証拠書類の採択方法など、具体的な手続きおよび処理方法を詳細に収録し、審判官がそれに基づいて事件を深く把握するとともに、忠実に審理できることに重点を置いている。また、当事者間の紛争である権利範囲の確認審判、無効審判審理で審判官や代理人などが権利別(特許・実用新案、デザイン、商標)判例と審判基準などを簡単に調べて把握できるように細分化した。

② ソフトウェア関連の商標出願する時に「用途」を記載しましょう

| 韓国特許庁 (2021.1.7)

韓国特許庁は、2021年1月から出願されるソフトウェア関連の商標は、用途を明確に記載しなければ、商標登録ができなくなるよう審査基準を改正したと発表した。ソフトウェアが、さまざまな商品やサービス産業の分野で活発に使われる取引環境、関連業界の意見、米国など外国の商標審査実務を反映し、ソフトウェアに関連する商標審査基準を改正した。これまでは、商標出願人が「記録されたコンピューターソフトウェア」、「スマートフォン用のアプリケーションソフトウェア」など、ソフトウェアの名称を包括的に記載しても商標登録を許容し、商標権者に商標権効力範囲を「全ての用途に対するソフトウェア」として、広く認めていた。

しかし、現場では商標権者が、特定の用途に限定されたソフトウェアのみを使用する場合が一般的であり、用途が異なるソフトウェア

関連の類似商標を登録しようとする競合会社の商標選択権を過度に制限するという問題点が指摘されていた。

特許庁は、これらの問題を解消するために、2021年から出願されるソフトウェア関連の商標は、「ゲーム用ソフトウェア」、「カーナビゲーション用ソフトウェア」など、用途を明確に記載した商品のみ商標登録できるように審査基準を改正した。

③ 海外オンライン模倣品のモニタリング団、韓国企業製品の模倣品を取締り、約4,200億ウォンの被害を予防 | 韓国特許庁 (2021.1.20)

韓国特許庁は、2020年第3次補正予算の確保により発足した「海外オンライン模倣品の在宅モニタリング団」(以下、「モニタリング団」)が2020年8月から12月末までの約5ヵ月間、模倣品提示物の計14万4,000件を摘発・遮断し、4,200億ウォンに達する被害予防効果を出したと発表した。モニタリング団は、ASEAN6ヵ国および台湾を対象に模倣品流通への対応を強化し、非対面・デジタルの雇用創出を支援するために発足した組織であり、職歴に空白のある女性、多文化家族など約200名で構成されている。

摘発された提示物を見ると、品目別では、K-POPのグッズ、ファッション雑貨などが全体の70%を占め、国別では、フィリピン、インドネシア、シンガポールの順で模倣品の摘発・遮断件数が多いことが分かった。これは参加企業が進出した国と保有している知的財産権、流通量などを総合的に反映した結果であると判断される。

④ 立体商標の見本における図面数の制限が緩和される

| 韓国特許庁 (2021.2.1)

韓国特許庁は、商標登録を出願する人の便宜性を向上し、変化する取引形態を反映するために、立体商標の見本における図面数の制限を緩和するなど、商標法施行規則を改正・施行(2021年2月1日)すると発表した。

商標法施行規則の改正の主要内容は次のとおりである。

出願人が立体商標および位置商標を出願する際、見本の特徴を明確に表現できる1枚の図面のみでも提出できるように簡素化された。従来は出願人が立体商標および位置商標を出願する際に、見本として2以上、5枚以下の図面を提出するように規定されており、多数の図面を提出しなければならないため、不便であった。

米国・EU・日本など主要国も立体商標および位置商標を出願する際、1枚の図面を見本で提出しても、それを認めている。今後は、その国の国民が韓国に立体商標および位置商標を出願する際に、自国に提出した見本をそのまま活用することができるため、利便性が向上すると期待される。IPG

File No.145

2020年上半期における韓国知的財産権の出願動向

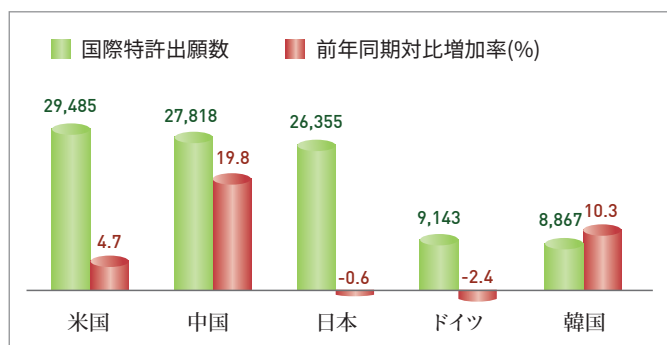


新型コロナウイルスの感染拡大に伴う困難な状況にあっても、2020年上半期における韓国企業の国際特許出願(PCT)と韓国特許庁への出願件数は増加し、景気回復への前向きな兆候が見受けられることから、以下に紹介する。

1. 韓国企業の国際特許出願(PCT)の増加率、世界2位

韓国特許庁は、2020年上半期における韓国企業の国際特許出願(PCT)が前年同期比で大幅に増加したと発表した。

PCT(特許協力条約: Patent Cooperation Treaty)とは、条約に基づいて一つの出願を受理官庁に提出すれば、条約加盟国(153)全体に特許出願の効果を付与する条約をいう。世界知的所有権機関(WIPO)によれば、今年の上半期における韓国企業の国際特許出願は、8,867件と世界5位につけており、前年同期比での伸びは10.3%と、出願数ランキング世界トップ10の中では、中国に次いで2位となる数字である。国際特許出願数で上位国家別上半期の伸びは、米国 4.7%増(2万 9,485件)、中国 19.8%増(2万 7,818件)、日本 0.6%減(2万 6,355件)、ドイツ 2.4%減(9,143件)、韓国 10.3%増(8,867件)、フランス 1.2%増(3,569件)、英国 0.1%増(2,845件)で、中国、韓国が急激な増加を示しているのに対し、米国は緩やかな増加、日本やドイツはむしろ減少する傾向を示している。



さて、2010年以降、韓国は着実に国際特許出願件数で世界5位を保持し続けており、ドイツの出願減少を考慮すれば、今年の年末には、米国、中国、日本に次いで4位にランクインする可能性もあり期待が高まる。これら国際特許出願の増加は、韓国企業が海外における特許を先取りし、海外市場進出の橋頭堡を築いて、グローバル市場における特許技術の保護に積極的に乗り出したためと読み取れる。韓国特許庁は、海外市場の進出に厳しい状況にある企業支援に向け、昨年に国家レベルで海外知的財産権の確保に向けた戦略を策定し、海外出願費用の支援や知的財産の出

願支援ファンド造成といった施策を押し進めており、今後も国際特許出願料の減免措置や、世界知的所有権機関との共同説明会やセミナーをはじめとした教育、広報活動を推進する予定である。

2. 韓国知的財産権の出願増加

韓国特許庁の資料によれば、2020年上半期の知的財産権の出願は計 25万 3,027件で、前年同期比で 4.5%増加した。特許権と商標権がそれぞれ 2.1%、9.4%増加し、知的財産権全体の出願増加をリードした。特許は 9万 9,336件で 2.1%増加、実用新案は、2,306件で16.5%減少、商標は 12万 833件で 9.4%増加、デザイン(意匠)は3万 522件で 3.3%減少したことが分かった。新型コロナウイルスの感染拡大が本格化した今年の3月以降、知的財産権の出願活動がしばらく落ち込んだが、6月に前月比 17.3%、前年同月比で20.7%増を記録し、出願が急増した。上半期全体でも前年同期比で出願が増加する傾向にまで回復した。経済活動に赤信号がともる中、知的財産権の出願が増加した分野には、新型コロナウイルスの克服に向け、技術やサービスを通じた企業活動の絶え間ない努力が影響を及ぼした模様である。今年の1月から6月までオンラインショッピングや物流・配送といった非対面関連分野における特許出願が前年上半期比で27.2%増加した。月別では、前年同月を基準に、1月では出願件数が15.8%減少した後、残りのすべての期間で2桁の増加率を記録している。商標およびデザイン(意匠)権も非対面分野における出願の増加が明確になった。電子商取引、通信・放送業など非対面分野における商標の出願は、昨年上半期に比べ 12.5%、件数では 4,209 件に増加した。この期間に、商標全体の増加件数が1万 356 件である点を踏まえると、非対面分野が出願の増加に 40%以上寄与しているとみなすことができる。

デザイン(意匠)権の場合には、2020年上半期の全出願件数は前年同期比 3.3%減少したが、マスク・診断ブースといった衛生・医療部門で出願が 238.3%増加し、非対面分野全体では 42.6%の増加率を記録した。最近の知的財産権活動は、非対面産業を中心に行われている点で、企業などでは、すでにポストコロナの時代に向けた対応が本格化していることが読み取れる。また、知的財産権における出願量の増加は、単なる指標に留まらず、近い将来、景気回復への可能性を示しているとみなすこともできるだろう。 IPG

特許法人NAM&NAM 弁理士 李浩俊(イ・ホジュン)

2008年ソウル大学材料工学部卒。2007年弁理士試験(第44期)合格。2008年より特許事務所にて勤務。2011年より現職。大韓弁理士会員。(監修:日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 土谷慎吾)

韓国特許庁のポジティブ審査基準は?



特許制度が始まって以来長い間、審査官は審査の際に特許を受けることができない理由のみを提示していましたが、2014年度から出願人へ補正の方向等も提示し、適切な権利を迅速に確保するのに役立つ方向の審査、すなわち「ポジティブ審査」をしています。「ポジティブ審査」の具体的な進め方については、特許・実用新案審査基準内に「第8部 ポジティブ審査基準」として新設され、これまでに数回の追加等がなされてきました。その内容を要約すると以下のとおりです。

1. 拒絶理由通知時に補正方向を提示

ポジティブ審査の一つとして、審査官は拒絶理由通知をする際に拒絶理由のほか、特許を受けることができる請求項があればこれを明示し「補正に関する参考事項」の項目欄に補正方向も明示しています。また、記載不備の解消よりは、なるべく適正な権利範囲の提示に集中することが規定されています(特許・実用新案審査基準第8部第1章を参照)。

2. 同一内容の拒絶理由でも再通知可能

出願人が意見書、補正書により、拒絶理由を解消するための補正意思を明確に表示したが、補正書で一部の漏れや抜けが見られる場合、審査官は既に通知した同一の拒絶理由であっても再び通知することができるようにしました(同審査基準第8部第3章を参照)。

3. 特許決定時の職権補正

審査官は特許決定をする際に、明細書等の記載が「明らかに誤っている場合」は職権で補正できます。ただし、職権補正事項を特許出願人に知らせるように定めています。(特許法第66条の2を参照) 審査官の職権補正について出願人が同意しない場合、特許決定は取消されたものとみなされます(同審査基準第8部第2章を参照)。

4. 補正案レビュー制度

補正案レビュー制度は、出願人が拒絶理由通知書に対応して補正書を提出する前に、審査官と面談を行って、補正案に対する意見を交換することによって、出願人は特許決定の可能性を高め、審査官は正確な審査を図ることができる制度です。

出願人は意見書提出期間満了日の1カ月前までに補正案の提出とともに補正案レビューを申請ことができ、審査官が受け入れれば、面談を行います(同審査基準第8部第5章を参照)。

5. 再審査面談時も補正案レビュー制度の適用

拒絶決定後の再審査請求をする前に審査官と面談を行い補正案の意見を交換することができます。この際にも補正案レビューと同じ基準が適用されます(同審査基準第8部第7章を参照)。


6. 予備審査制度

予備審査は正確な審査と迅速な権利化のため、審査着手前に出願人が審査官と面談を行って意見を交換する制度です。予備審査の申請対象は優先審査が決定された出願であって、当該出願の難易度が平均以上でなければなりません(同審査基準第8部第4章を参照)。

7. 一括審査制度

一括審査は一つの製品に関する複数の特許、実用新案登録、商標登録、デザイン登録出願について出願人が望む時期に一括して審査する制度です。申請対象は出願人が実施中または実施準備中である出願、新技術支援事業の結果に関する出願等です。手続きは出願人が一括審査申請をすれば、特許庁は方式審査後に一括審査説明会を開催し、出願人から説明を受けて一括審査するかを決定することになります(同審査基準第8部第6章を参照)。

8. まとめ

韓国特許庁は「顧客満足、それ以上に顧客感動」というスローガンで、絶え間なく法改正および審査基準等の制度改善をしており、顧客の賛辞を受けてきました。しかし、未だ制度改善の声は後を絶たず、今後の韓国特許庁の継続した改善も期待しています。 

崔達龍国際特許法律事務所 所長・弁理士 崔達龍、
漢陽大学校電子工学科卒業、弁理士試験合格(1982年)、
前アジア弁理士会韓国協会会長、前大韓弁理士会副会長
(監修:日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 土谷慎吾)